

## ①クリエイティブ企業等誘致促進事業助成金

※SOHO・・・Small Office Home Officeの略。パソコンやインターネットを活用して、自宅など小規模のオフィスで仕事をする形態

### ■事業概要

- ・徳島県が創設している「SOHO事業者等に対する補助制度」 **(県1/2)** の上乗せ補助 **(市1/4)**
- ・サテライトオフィスの設置等の小規模オフィスの賃借料等を補助する。
- ・雇用の創出がされた場合に、人数に応じて奨励金を補助する。

### ■対象業種

Web制作・デジタルコンテンツ制作、システム開発、プログラミング関連等

### ■補助対象者

徳島県「SOHO事業者等に対する補助制度」の指定を受けた者

### ■指定要件（徳島県）

- ・対象業種の事業を営んでいる事業者  
(個人にあっては過去3年間の平均年間所得が**600万円**以上であるか、その所得が見込まれること。)
- ・事業活動を**5年**以上行うこと  
(個人にあっては市内に引き続き5年以上存在すること。)
- ・法人においては、常駐職員を配置する。



# ① クリエイティブ企業等誘致促進事業助成金

## ■ 補助制度の概要

区分	事務所等賃借料	事務機器等賃借料	新規雇用
交付要件	指定企業が事務所等を賃借し事業を開始したとき。	指定企業が事務機器等を賃借し事業を開始したとき。	指定企業が新規雇用従業員を1人以上かつ引き続き1年以上雇用したとき。
補助額	事務所等賃借料の <b>2分の1</b> 以内 (県補助対象は補助残の2分の1)	事務機器等使用料の <b>2分の1</b> 以内 (県補助対象は補助残の2分の1)	新規雇用従業員(美馬市民)1人につき ● 期間の定めのない者 年額 <b>40</b> 万円以内 ● 期間の定めのある者 年額 <b>20</b> 万円以内
限度額	年間 <b>30</b> 万円以内	年間 <b>50</b> 万円以内	総額 <b>3000</b> 万円
期間	<b>5</b> 年以内	<b>5</b> 年以内	<b>5</b> 年以内。ただし、2年目以降は純増員に限る。

## ■ 期待される効果

- ・ 県外企業やテレワーカー進出時の一部経費を助成することで「**進出の後押し**」ができる。
- ・ 高校生や若手人材はIT関連の就労を近年多く希望している現状で、本助成制度を利用して進出したIT系企業により地元雇用が増える。



## ① クリエイティブ企業等誘致促進事業助成金

### ■ 申請書類

### ■ 指定の申請

- ・ 美馬市クリエイティブ企業等指定申請書（様式第1号）
- ・ 徳島県ふるさとクリエイティブ・SOHO事業者奨励指定事業所の指定についての写し
- ・ その他市長が必要と認める書類

### ■ 助成金の交付申請

#### 【県補助期間内】

- ア 徳島県ふるさとクリエイティブ・SOHO事業者誘致事業補助金の額の確定についての写し
- イ 徳島県ふるさとクリエイティブ・SOHO事業者誘致事業実績報告書の写し
- ウ 新規地元雇用実績内訳一覧（様式第4号）
- エ 所定労働時間が確認できる雇用契約書等の写し
- オ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し
- カ 雇用保険被保険者の住民票
- キ その他市長が必要と認める書類

#### 【県補助期間外】

- ア 美馬市クリエイティブ企業等誘致促進事業概要説明書（様式第5号）
- イ 各種事務機器の支払代金領収書の写し
- ウ 通信回線使用料に係る支払代金領収書の写し
- エ 事業所等の賃貸借支払代金領収書の写し
- オ 所定労働時間が確認できる雇用契約書等の写し
- カ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し
- キ 雇用保険被保険者の住民票
- ク その他市長が必要と認める書類

美馬市クリエイティブ  
企業等誘致促進事  
業助成金交付申請  
書兼請求書(様式第  
3号)を添付して！

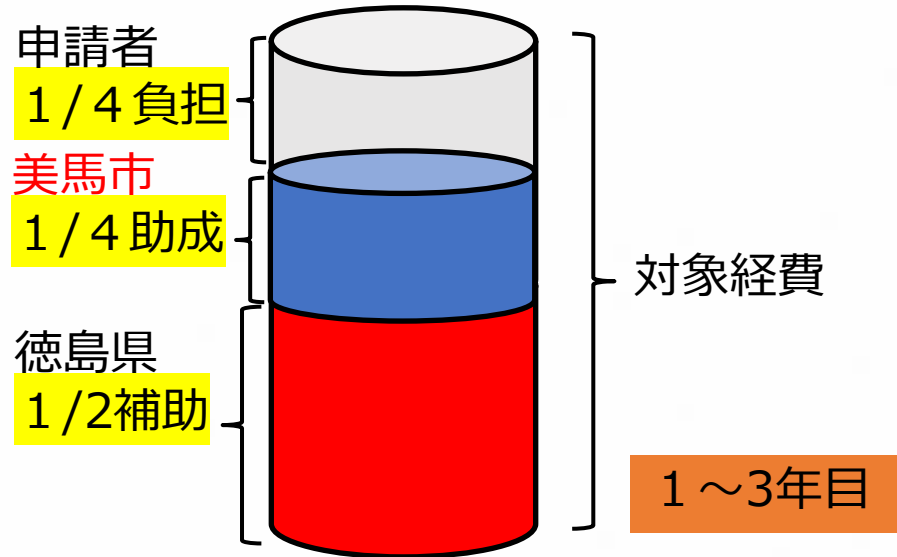


## ■イメージ図

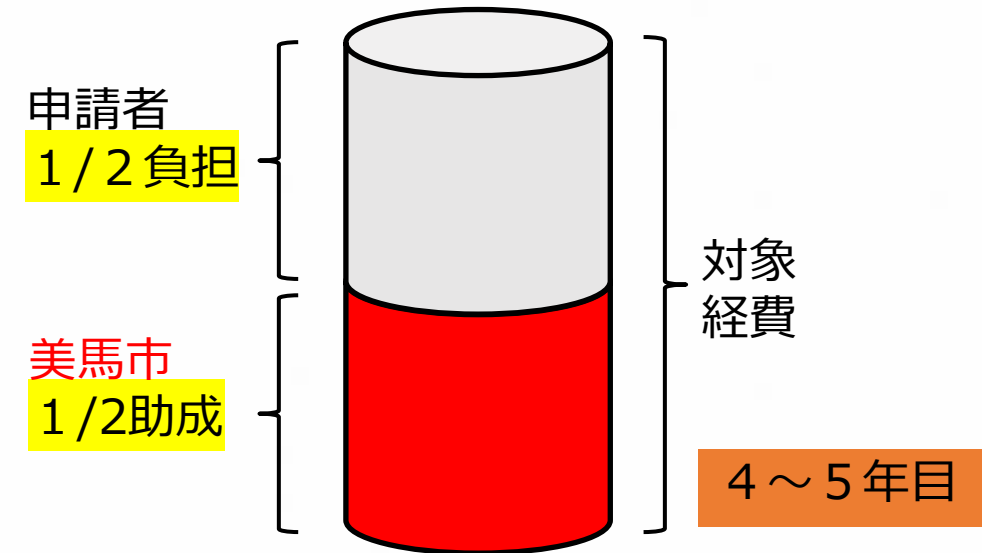
「徳島県SOHO事業補助制度」

+

「クリエイティブ企業等誘致促進事業助成金」



「クリエイティブ企業等誘致促進事業助成金」



申請者は実質対象経費の1/4の経費のみとなる！





■申請スキーム

